

# 新潟民商

新潟民主商工会  
新潟市沼垂西3丁目  
電話 (243) 0141  
21年4月19日

## 「国の一時支援金」

### 制度の概要

2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業主等に給付。

### 給付対象

2019年比又は2020年比で2021年の1月、2月又は3月の売上が50%以上減少していること。

### 給付額

2019年又は2020年の対象期間の売上ー2021年の対象月の売上×3ヶ月  
・中小法人等 上限60万円  
・個人事業主等 上限30万円

### 必要書類

- ①対象期間をすべて含む確定申告書の控え
- ②対象期間月の事業収入のわかる売上台帳
- ③運転免許証、住民票及び健康保険証
- ④支援金の振込先の通帳 など

### 留意点

- ①給付要件を満たす事業者であれば業種や所在地を問わず給付対象となり得ます。宣言地域の小売・サービス・飲食業者や宣言地域の個人顧客との取引がある事業者。また、主に対面個人向けに販売またはサービスの提供を行う旅行関連事業者（飲食も含まれる）。

新潟県は旅行者の5割以上が宣言地域から来訪しているためこれに該当します。

②申請にあたり確認機関に事前確認をしてもらう必要があります。確認機関には各地域の商工会などの団体や銀行などの金融機関などが登録されています。民商会員の合同経理事務所や行政所事務所も確認機関として登録していますので、まずは相談を。

## 日程

- ・4月20日（火） 婦人部二役会
- ・4月27日（火） 第6回常任理事会
- ・4月28日（水） スキルアップセミナー

## 「県事業継続支援金」

### 制度の概要

外出自粛等の影響を受けて、売上の減少が続いている飲食事業者に対し、事業継続に向けた支援金を支給。

### 給付対象

令和2年12月から令和3年4月までの期間において、売上が2ヶ月連続して前年同月比で20%以上減少していること。※飲食スペースを持たない店舗は対象外。

### 給付額

・単独店舗 20万円  
・複数店舗 40万円

### 必要書類

- ①申請書、誓約書（様式1〜4）
- ②確定申告書（受付印のあるもの）
- ③売上台帳
- ④運転免許証など
- ⑤営業許可証
- ⑥通帳（表紙の裏）
- ⑦店舗の内観及び外観がわかる写真（店舗名が確認できるもの）

## 「市飲食店支援金」

### 給付対象

『県事業継続支援金』の支給決定を受けた方

### 給付額

・1事業者あたり 10万円（複数店舗も同額）

### 必要書類

- ①申請書兼誓約書（様式1）
- ②『県事業継続支援金』の支給決定通知書
- ③営業許可証
- ④通帳（表紙の裏）

☆支援制度・支部説明会☆

- 【女池】 19日午後6時30分〜地区センター
- 【亀田】 22日午後2時30分〜亀田市民会館



## 声をかけて再び入部 山ノ下支部

婦人部副部長の阿部富恵さんと担当事務局で婦人部への入部のお誘いに山ノ下支部を8日に訪問しました。山ノ下支部は、婦人部員の組織率は41.5%と新潟民商の中で一番低い支部となっています。昨年は入会が相次ぎましたが、残念ながら婦人部の対象者がなく部員が増えない状況でした。



最初にAさん(自動車修理業)を訪問。対象者の娘さんには会えませんでしたが、家族から伝えてもらう事に。続いて訪問したBさん(理容業)は「集まりには参加できないけど婦人部へ協力します」と快く入部。以前部員だったことが分かり嬉しい再入部となりました。

## うれしい出会いや悲しいお別れ ―亀田支部・新入会員歓迎会―

亀田支部では9日に、毎年恒例の新入会員歓迎会を「えんではよこごし」にて開催。2組の夫婦を含め17名が参加しました。

黒井支部長のあいさつに続き、松本副会長からは支援制度の説明、渡部県連会長からは仲間を増やす運動への訴えがされました。また30年以上支部役員として活躍され、この度廃業により退会となる田辺さんも挨拶。田辺さんは「消費税での代々木公園の集会で民商運動に確信を持った。自分は離れるがずっと応援しています」と話し、支部から労いの花束が贈呈されました。

この度4月1日に入会した佐藤さん(飲食業)からは「今年の7月に開業したばかりでわからないことだらけですが一生懸命がんばります」と抱負が語られると拍手喝采。悲喜こももな歓迎会となりました。



## 3つの支部合同で支援金説明会を開く

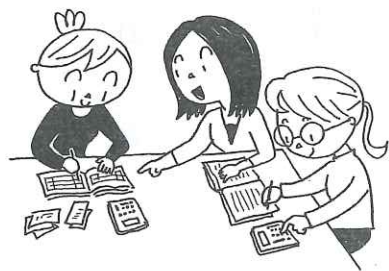
山ノ下・東山ノ下・太平支部

9日に3支部合同で一時支援金と事業継続支援金の説明会を山ノ下まちづくりセンターにて行ないました。

はじめに山ノ下支部の浅野支部長が「コロナ禍で商売が大変ですが、支援制度を申請して商売が続けられるよう頑張りましょう」とあいさつ。その後事務局から、それぞれの要項と申請書類の書き方を説明しました。

Yさん(スナック)は、事業継続支援金の申請書類を事前に書き込んで参加。記入漏れもなく添付書類はあと店舗の写真だけとなり準備ができた申請します。続けて新潟市の支援金を申請する予定です。

また、Kさん(建設業)は一時支援金について知りたくて参加。「緊急事態宣言地域での仕事が減少しているために資金繰りが大変」と話していました。申請するかは「考えてみます」とのこと。また、参加者同士で店舗内のウイルス対策についても交流されました。



## 第3回 ビジネススキルアップセミナー 雇用助成金講座のご案内

日時：4月28日(水) 19:00

会場：東区プラザ 講座室 1

講師：社労士・上村寛治先生

今回の青年部と経営対策部共催のビジネススキルアップセミナーは、社労士・上村寛治先生を講師に迎え「雇用助成金講座」を開催します。雇用助成金には非常に多くの種類がありますが、中でも該当しやすいものを選んで講演をします。是非、ご参加ください。